

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置が、令和6年3月末で廃止される状況にある。

この免税軽油制度は、元来、道路を走行しない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものである。

スキー場産業では、索道事業におけるゲレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度が廃止されれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の持続的継続が困難となるとともに、地域経済に計り知れない影響を与えることになる。

よって、冬季観光の中心を担うスキー場の維持・発展を図るため、また農林業等関連産業の保護及び事業者の経営安定を図る上からも、軽油引取税の課税免除特例措置について、継続していただくよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	松本剛明	様
財務大臣	鈴木俊一	様
農林水産大臣	野村哲郎	様
経済産業大臣	西村康稔	様
国土交通大臣	斉藤鉄夫	様
内閣官房長官	松野博一	様
衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様